

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 10 月 3 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目消防局庁舎 3 階
札幌市消防局総務部施設管理課施設係
TEL (011) 215-2030 FAX (011) 271-0620
メールアドレス shisetsu.shobo@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 調達件名
南消防署藤野出張所で使用する L P ガスの調達
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 4 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
年額で入札に付する。

入札金額は、基本料金（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 1 年間の合計額と、仕様書に示した用途ごとの 1 年間の予定使用数量に用途ごとの従量料金単価（消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た額の合計の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位以下切り上げ）を入札書に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書を入札書に添付すること。従量料金単価については銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載することを認める。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位以下切り上げ）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独で

の入札参加を希望していないこと。

- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「卸小売業」中分類「燃料卸小売業」に登録されている者、または大分類「一般サービス業」中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けた者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
なお、入札説明書は下記 URL のホームページからダウンロードできる。
<http://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html>
- (2) 入札書の受領期限
令和4年10月12日（水）15時00分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和4年10月13（木）10時00分
札幌市消防局3階 施設管理課（札幌市中央区南4条西10丁目消防局庁舎3階）
- (4) 入札書の提出方法
持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、下記のとおり書類を提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第2項に定める通知の写し又は同条第3項の液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の写し
- (イ) 事業協同組合等の組合が参加を希望する場合は当該組合の組合員名簿

イ 提出場所

上記1に同じ。

ウ 提出期限

令和4年10月7日（金）17時00分（送付又は電子メールによる場合は必着）

エ 提出方法

持参、送付又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。